## 鳥取県告示第474号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許を したので、同法第11条の規定により告示する。

平成21年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 免許の日
  - 平成21年7月15日
- 2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取市東町一丁目220

- 3 埋立区域
  - (1) 位置

境港市相生町28-3の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 境港市岬町44-1に所在する岬四等三角点(北緯35度32分42秒、東経133度14分42秒)から286度42分34秒、1,121.56メートルの地点
- 2の地点 1の地点から100度42分11秒、26.02メートルの地点
- 3の地点 2の地点から190度42分11秒、5.42メートルの地点
- 4の地点 3の地点から190度42分11秒、4.40メートルの地点
- 5の地点 4の地点から280度42分22秒、26.02メートルの地点
- 6 の地点 5 の地点から10度42分11秒、4.40メートルの地点
- (3) 面積

255.6平方メートル

- 4 埋立に関する工事の施行区域
  - (1) 位置

境港市相生町28-3の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からFの地点までを順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 境港市岬町44-1に所在する岬四等三角点(北緯35度32分42秒、東経133度14分42秒)から288 度11分31秒、1,215.38メートルの地点

- Bの地点 Aの地点から101度00分00秒、134.32メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から190度48分12秒、62.36メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から280度32分12秒、58.25メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から10度47分52秒、22.76メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から280度43分34秒、76.20メートルの地点
- (3) 面積

6,710.8平方メートル

5 埋立地の用途